

新潟市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する要領

1 趣旨

この要領は、新潟市附属機関等に関する指針（平成23年2月1日施行）に基づき、新潟市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴手続き

- ① 審議会の傍聴を希望する者は、審議会を開催する会場の受付で別記様式に定める傍聴券を受け取り、会長の許可を受ける。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

3 傍聴を許可しない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帯びている者
- ④ その他審議会を妨害、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

4 遵守事項

- ① 審議会開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと
- ③ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし会長の許可を得た場合はこの限りでない
- ④ 事務局の指示に従うこと
- ⑤ その他審議会の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

5 遵守事項を守らない場合

傍聴を許可された者が、上記遵守事項を守らない場合は、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事柄は、会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月29日から施行する。

別記様式

期日 _____	No. _____
傍 聴 券	
新潟市大規模小売店舗立地審議会	